

働けなくなったときのこと考えたことありますか？



病気やケガで働けない状態が続いても



日々の生活費などの出費は
なくなりません！

病気やケガで働けなくなった期間(最長1年間)の所得をカバーします！

- 補償内容**
- 1 病気やケガで入院した場合に補償されます！
 - 2 自宅療養の場合でも5日目から補償されます！
※医師の指示による自宅療養を指します。 ※入院中にかぎらず、通院・自宅療養・リハビリテーション中でも、保険金の支払条件を満たすかぎり補償されます。
 - 3 天災やうつ病等一部の精神障害による就業不能も補償されます！
 - 4 業務中・業務外、国内、国外の病気・ケガを問わず補償します！

WEBからも簡単に加入できます！

WEB加入

令和6年11月1日から11月30日までにお申し込みいただいた場合は保険開始日は令和7年1月1日になります。令和6年12月1日以降のお申し込みは中途加入になります。詳細については「この保険のあらまし」を参照ください。



パルシステム 所得ほしよ

検索

2025年度版
pal+systemの
組合員なら
保険料が
25%割安!
(団体割引)

病気やケガで働けなくなったときに備える 団体所得ほしよ保険

団体所得補償保険

保険金お支払例

組合員Aさんは、自動車事故にあい、長期間の入院を余儀なくされた。

Aさんの加入例 所得ほしよ保険(月額20万円タイプ)に加入している。

加入コース

毎月
20万円
コース

×

働けなくなった期間

6か月
(全て入院)

=

お支払保険金

120万円

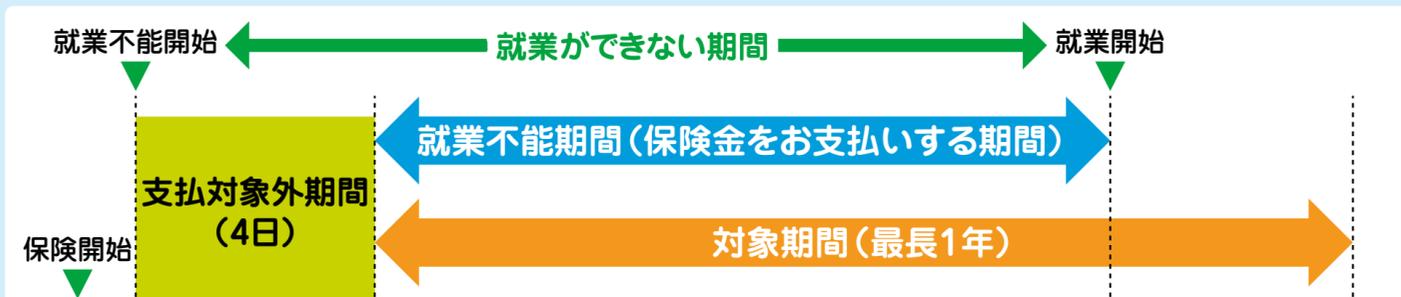
※医師の指示による自宅療養の場合は4日間の支払対象外期間があります。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載していますので、必ずご確認ください。

組合員
(ご加入者)
の声

書類を送付してから支払までとても早く、助かりました。仕事を休んで収入がなかった月だったので、こんなに早く振り込んでいただけてうれしかったです。ありがとうございました。

最長1年間の就業不能を補償します！



※入院による就業不能については、支払対象外期間(4日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。4日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。

お問い合わせ

(取扱代理店) パルシステム共済生活協同組合連合会 保険事業部
〒169-0072 東京都新宿区大久保2丁目2-6 フォクス東新宿6階
受付時間 9:00~17:30 月~金

通話料
無料

※音声案内が流れましたら「1」を押してください

0120-201-342

ご不明な点等ございましたら、お気軽にご相談を。わかりやすくご説明します。

※この商品は損害保険であり、共済ではありません。

HPにもQ&Aを掲載しています。こちらからチェック!



保険会社等の相談・苦情・連絡窓口

○引受保険会社(幹事)損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部第一課 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 TEL: 03-3349-5401 (受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)

○保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADRセンター

(ナビダイヤル)0570-022808<通話料有料>受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業) 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

事故の場合の連絡先

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110(受付時間: 24時間365日)

月払保険料と 保険金額

コースの選び方は、裏面の「その他ご注意ください」の「●基本補償の保険金額の設定について」を必ずご確認ください。

保険の対象となる方(被保険者)が、保険期間中に病気やケガによって就業不能となった場合に、
支払対象外期間を超える就業不能1か月につき、所得補償保険金額をお支払いします。

(保険期間1年、対象期間1年、支払対象外期間4日、団体割引25%適用)
入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)、天災危険補償特約、精神障害補償特約セット

所得補償保険金月額		5万円 (5万円×1口)	10万円 (5万円×2口)	15万円 (5万円×3口)	20万円 (5万円×4口)	25万円 (5万円×5口)	30万円 (5万円×6口)
月払 保険料	加入時満年齢						
	20～24歳	465円	930円	1,395円	1,860円	2,325円	2,790円
	25～29歳	505円	1,010円	1,515円	2,020円	2,525円	3,030円
	30～34歳	615円	1,230円	1,845円	2,460円	3,075円	3,690円
	35～39歳	730円	1,460円	2,190円	2,920円	3,650円	4,380円
	40～44歳	915円	1,830円	2,745円	3,660円	4,575円	5,490円
	45～49歳	1,085円	2,170円	3,255円	4,340円	5,425円	6,510円
	50～54歳	1,255円	2,510円	3,765円	5,020円	6,275円	7,530円
	55～59歳	1,320円	2,640円	3,960円	5,280円	6,600円	7,920円
	60～64歳	1,345円	2,690円	4,035円	5,380円	6,725円	8,070円
65～69歳	1,405円	2,810円	4,215円	5,620円	7,025円	8,430円	

※毎月35万円以上のコースをご希望の場合は下記問い合わせ先までご連絡ください。

- ・保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。
年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・毎年被保険者数および職業・職種の分布を元に保険料を加重平均し算出します。そのため、毎年保険料が変更となる可能性がございます。
- ※所得補償保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、公的医療保険制度からの給付も考慮してお決めください。
- ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ※お支払いいただいた保険料は介護医療保険料控除の対象となります。(令和6年8月現在)

